

第4章 情報通信政策・制度の状況

1 電気通信事業政策の展開

(1) モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年))

携帯電話は様々な社会経済活動の基礎となるとともに、国民にとって不可欠なコミュニケーション手段となっており、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備がますます重要となっている。

モバイル市場においては、利用者料金が総じて高く、また下がる傾向が鈍い状態にあることが指摘され、また、端末購入者に対して大幅な割引を行う慣行が広く見られることに伴って利用者の正確な理解が妨げられ、利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害される、利用者間の不公平が生じるという課題が認められた。

また、携帯電話販売代理店への指導は一義的には携帯電話事業者に委ねられており、行政による携帯電話販売代理店の現状把握が不十分である等の課題が認められた。

こうした課題を踏まえ、令和元年5月10日に、モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るため、電気通信事業法の一部を改正する法律が成立した。

具体的には、「シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現」のための通信料金と端末代金の完全分離や行きすぎた拘束期間の是正、「販売代理店の業務の適正性の確保」のための販売代理店の届出制度の導入や利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為の禁止等を内容としている。

同法の成立を受けて、令和元年10月に施行された販売代理店制度は、令和元年度末現在、全国で26,516販売店、東北管内では1,270者が届け出ている。

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年)の概要

- 1 モバイル市場の競争の促進
 - 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた困り込みの是正のための制度を整備
- 2 販売代理店への届出制度の導入
 - 販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保
- 3 事業者・販売代理店の勧誘の適正化
 - 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化

(2) ICTインフラ地域展開マスタープラン

光ファイバや、5Gを始めとした携帯電話基地局は、地域コミュニティの課題を解決し、地域活性化を図るための基盤として、その重要性がますます高まっている。

総務省では、ICTインフラ整備支援と5G利活用促進策を一体的かつ効果的に活用し、ICTインフラをできる限り早期に日本全国に展開するため、令和元年6月に「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を公表した。

その後、令和2年6月に、新たな取り組み等により光ファイバや5G基地局の全国展開を大幅に前倒しすることが可能となったことを踏まえ、「ICTインフラ地域展開マスタープラン 2.0」を公表している。

具体的には、

- ・条件不利地域の携帯電話エリア整備（基地局整備）

居住エリアについては、エリア外人口約1.3万人を令和5年度末までに全て解消

- ・5G基地局整備

約21万局以上の5G基地局を令和5年度末までに整備

- ・居住世帯向け光ファイバ整備

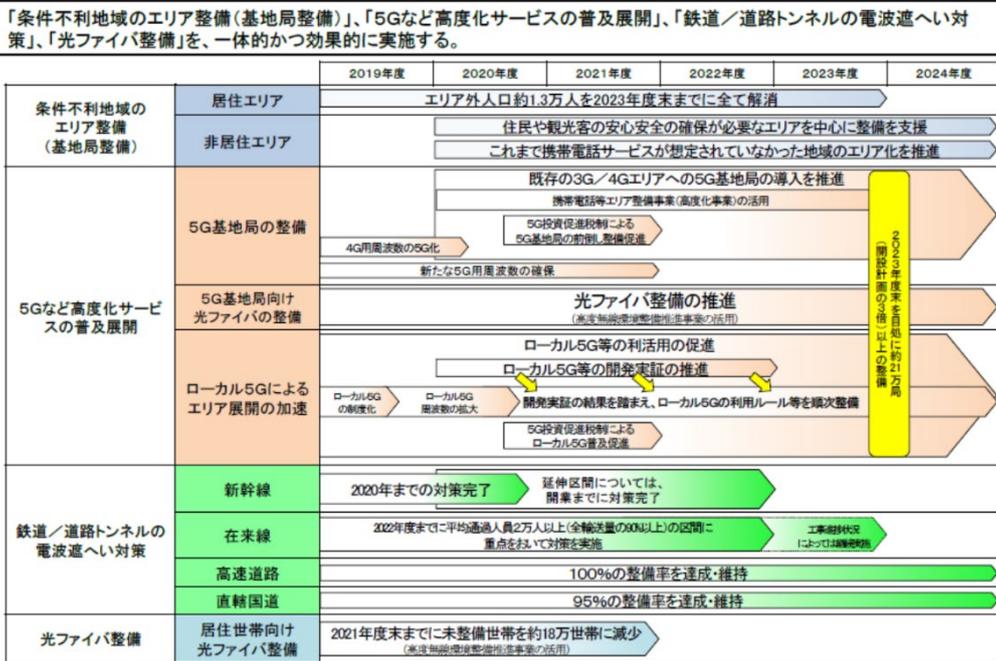
光ファイバの未整備世帯を令和3年度末までに約18万世帯に減少させる 等としている。

総務省は、当該マスタープランを着実に実行することにより、ICTインフラの全国展開を早急に推進することとしている。

なお、令和2年補正予算（第一次・第二次）により、令和3年度中に、光ファイバが未整備の学校を含め、市町村が希望する全ての地域で光ファイバを整備することとされた。これにより、令和元年に公表したマスタープランで設定された光ファイバ整備の目標（令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らす）を2年前倒しして、令和3年度末までの達成が可能となる予定である（60ページ参照）。

また、第3章1(2)で示したように、東北地域の携帯電話サービスエリア外の人口は約5,700人（平成30年度末）であり、当該マスタープランを踏まえ、引き続き、エリア外人口の解消に向けて取り組むこととしている（25ページ参照）。

「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」の概要(ロードマップ)



2 放送事業政策の展開

(1) コンテンツの海外展開

① コンテンツの海外展開に関する各省施策説明会開催

放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)及び地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、外務省、農林水産省及び経済産業省の施策とも連携しつつ、「クールジャパン戦略」、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」、「地方創生」等に資するコンテンツを制作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組等を支援し国際展開を強化・促進している。

特に、政府方針の「成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)」や「知的財産推進計画 2019(令和元年6月21日知的財産戦略本部決定)」においてもその取組を支援していくこととしており、関係省庁等の支援策及び取組事例を紹介するために関係省庁等合同の説明会を開催するなど周知啓発に取り組んでいる。

令和元年度は、令和2年1月に宮城県仙台市で「令和2年度コンテンツの海外展開に関する各省施策説明会」を開催し、講演及び関係機関の施策説明を行った。放送事業者やケーブルテレビ事業者の制作担当者、番組制作会社等70名が参加した。

＜説明者＞ 総務省(情報流通行政局 放送コンテンツ海外流通推進室)
 経済産業省(商務情報政策局 コンテンツ産業課)
 外務省(国際交流基金 映像事業部)
 農林水産省(東北農政局 経営・事業支援部地域食品課)
 観光庁(東北運輸局 国際観光課)
 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)



「令和2年度コンテンツの海外展開に関する各省施策説明会」
 講演の様様

② 放送コンテンツの海外展開の支援事業

総務省では、放送コンテンツを制作する民間事業者等と、観光業、地場産業、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、インバウンド・アウトバンドの拡大や地方創生等に資する放送コンテンツを制作・発信するとともに、これと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組を支援している(その費用の一部又は定額を補助)。

■平成30年度第二次補正：放送コンテンツ海外展開強化事業 連携型
 東北管内の採択案件

対象国・地域	申請者	番組概要
タイ	テレビユー山形	山形県等にロケ誘致されたタイの大作ドラマの放送に合わせ、ロケ地への「聖地巡礼」をテーマに観光名所等を紹介。
マレーシア	山形放送	アニメコンテンツの人気キャラクターが東北を紹介。連動する情報番組で、東北の観光資源、先端技術、地域文化、伝統を紹介。

(注)平成30年度第二次補正予算での採択案件であるが、事業は令和元年にて実施されている。



放送コンテンツ海外展開強化事業のイメージ図

■平成30年度第二次補正：放送コンテンツ海外展開強化事業 単独型

東北管内の採択案件

対象国・地域	申請者	番組概要
タイ	テレビ岩手	タイの人気旅行番組で、岩手の名所や食、自然など、地域の魅力を「最高の映像」で紹介。
台湾	青森テレビ	台湾の人気女子旅番組で、普段は行きにくいディープな青森を案内。青森が誇る温泉施設や観光資源、食の楽しさを紹介。
ベトナム	宮城テレビ放送	ベトナムで注目のアイドルグループのメンバーが、東北の「鉄道旅」の魅力や景色、ユニークなグルメ等を紹介。
フランス	秋田朝日放送	フランスの著名シェフと料理学校の研修生が秋田の食の魅力を文化的視点で考察し、地方の豊かさ、魅力を発信。

(注)平成30年度第二次補正予算での採択案件であるが、事業は令和元年にて実施されている。

■令和元年度当初：放送コンテンツ海外展開強化事業 単独型

東北管内の採択案件

対象国・地域	申請者	番組概要
ベトナム	秋田ケーブルテレビ	秋田犬との出会いや周辺地域の人々との交流、秋田県独自の多様な食文化を紹介し、「秋田県(犬)」の魅力を発信。

(2) 放送ネットワークの強靱化

総務省では、ラジオにより平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報が適切に提供されるよう補完中継局に関する制度整備を行っている。

平成26年4月から中波(AM)放送局の放送区域において、災害対策又は難聴対策(都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策)のために超短波(FM)放送用の周波数を用いて中波放送の補完的な放送を行う中継局である「FM補完中継局」の開設を可能としている。

令和2年3月末における東北管内の「FM補完中継局」の開局状況は、主たる補完中継局6局、その他の補完中継局19局である。

【補完中継局について】

AMラジオ放送の「親局」を補完する「(親局の主たる)補完中継局」と「中継局」を補完する「その他の補完中継局」に分けられ、基幹放送事業者の放送(民放AMラジオ放送)の親局に対応する「補完中継局」については放送対象地域ごとに1つの周波数が確保され(「基幹放送用周波数使用計画」において公示)、中継局に対応する「その他の補完中継局」については目的ごとに使用周波数帯域が割り当てられている。

(3) 新4K8K 衛星放送

平成30年12月に始まった「新4K8K衛星放送」について、一般視聴者における理解、関心の向上を図るため、東北総合通信局主催のイベント・セミナー等の機会を捉えて、超高精細コンテンツの魅力や楽しみ方を積極的にアピールしている。

平成元年度は、「ICTフェア in 東北 2019」(令和元年6月18～19日)において講演のほかスーパーハイビジョンシアターの展示をし、4K8K映像体験を行った。

また、受信方法の周知を行うとともに、戸別の衛星放送受信設備に懸念される電波障害防止のための支援等の受信環境の整備促進を図っている。

3 電波利用政策の展開

(1) 周波数再編の推進

総務省は、電波資源の有効利用の促進と新たな電波利用システムの導入や周波数の需要に対応するため、毎年実施する「電波の利用状況調査」の評価結果に基づく具体的な周波数の再編を円滑に進めるための取組を示す「周波数再編アクションプラン」を策定し公表している。

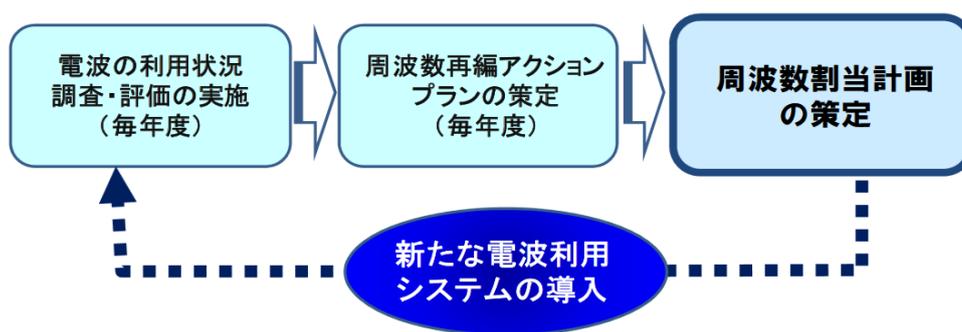


図 周波数の移行・再編サイクル

平成31年4月に5G(第5世代移動通信システム)の導入のための特定基地局の開設計画を認定し、新たに3.6～4.1GHz及び4.5～4.6GHzの600MHz幅、27～28.2GHz、29.1～29.5GHzの1600MHz幅の計2200MHz幅を5G用周波数として割当てを行った。

また、令和元年12月には28.2～28.3GHzの100MHz幅をローカル5G用周波数として割当てを行った。

今後も、「Society5.0」の実現に向け、その重要な基盤となる電波の有効利用を図ることとしており、一層の周波数有効利用の促進が見込まれる。

なお、周波数再編のため、周波数移行を要する無線局は次のとおり。

無線局	移行期限
アナログ簡易無線(350MHz帯及び400MHz帯)	令和4年11月30日
3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び監視・制御回線	令和4年11月30日
3.4GHz帯音声FPU	令和4年11月30日

FPU: Field Pickup Unit

STL: Studio to Transmitter Link

TTL: Transmitter to Transmitter Link

TSL: Transmitter to Studio Link

■ 令和2年度の「周波数再編アクションプラン」で示された重点課題

(1) 5G等の円滑な導入に向けた対応

① 追加周波数割当ての検討

5Gの追加割当てに向けて、4.9～5.0GHz帯、26.6～27.0GHz帯及び39.5～43.5GHz帯において共用検討等を実施。また、7025～7125MHzについても、ITU、3GPP等における検討状況や諸外国の動向を踏まえつつ、5Gの周波数の割当て可能性について検討する。

② 既存バンドの5G化

広域な5Gエリアを構築するため、3.6GHz以下の周波数帯における5Gの導入(高度化含む)に向けた制度整備を予定。

③ ローカル5Gの追加周波数割当ての検討

追加割当ての候補周波数である、4.6～4.9GHz及び28.3～29.1GHzにおいて共用検討等を実施する。

(2) ダイナミックな周波数共用の推進

IoT や5Gの普及など新たな周波数を確保するため、既存無線システムとの高度な周波数共有の実現を可能とするダイナミックな周波数共有・干渉回避技術の研究開発・実証試験を実施し、令和3年度からダイナミック周波数共有の実現を可能とする。

(3) 自動運転社会に向けた取組

(4) 5GHz 帯無線 LAN の高度化等に向けた対応

5.2GHz 帯における自動車内の利用に係る技術的条件の検討を開始する。

(5) 衛星通信システムの高度利用に向けた対応

(6) VHF帯海上無線システムの利用拡大に向けた対応

(7) 公共用周波数の有効利用の促進

国等の無線局の周波数有効利用を促進するため、新たな無線システムへの移行等を促進

(8) ワイヤレス電力伝送の制度整備に係る検討

(9) 電波の利用状況調査の拡充

電波の利用状況調査の公平性と透明性を確保するため、令和2年度の電波の利用状況調査より、調査周期の変更、重点調査の実施等の拡充に基づく調査及び評価内容の見直しを行う。

(2) 第5世代移動通信システム(5G)の普及促進

総務省は、第5世代移動通信システム(5G)の導入のための特定基地局の開設について、平成31年4月10日、携帯電話事業者が申請した開設計画に対して、周波数を指定して認定を行った。

令和元年7月31日には、東北総合通信局において、当該開設計画に基づき申請された5G用無線局に関し、東北地域で初めての免許を付与した。この計画により、令和2年度内に携帯電話事業者4者が5G用無線局の運用を開始することになっている。

5Gの主な特徴は、通信の「高速大容量化」、「超低遅延化」、「多数同時接続化」である。従来に比べると、瞬時にダウンロードができ、時間差を意識することなく、ひとつの基地局に同時に接続可能な端末を飛躍的に増やすことができる。

4Gまでが基本的に人と人とのコミュニケーションを行うためのツールとして発展してきたのに対し、5Gは人とだけでなく、あらゆるモノなどにも繋がるIoT時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすことになり、社会生活がより便利になることが期待されている。

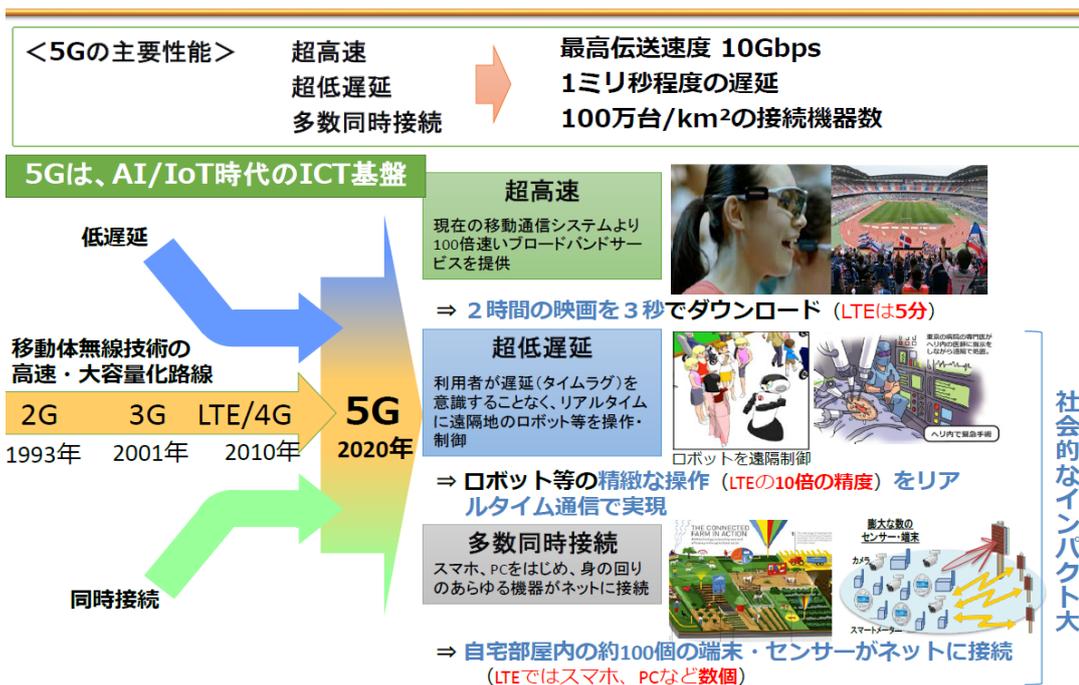
さらに、「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律」(令和2年8月31日施行)による税優遇制度もあり、5Gの基地局整備計画の前倒しが図られ、令和5年度末には全国で21万局以上の基地局整備を見込んでいる。

また、携帯電話事業者による全国エリアサービスに加え、5Gの時代においては、より一層の通信ニーズの多様化が進んでいくと想定され、地域ニーズや個別ニーズに対応するために、「ローカル5G」と呼称される、5Gをより特化して活用できる通信システムの制度が導入された。

ローカル5Gのメリットは、無線局免許主体が携帯電話事業者以外であるため、自営ネットワークを構築できる、Wi-Fiに比べ安定した運用が可能、用途ニーズにより性能をカスタマイズできる等があり、各地域において多様に利用されることにより地域の活性化を促進していくことが期待される。

令和元年12月24日には、東北管内初のローカル5G免許申請があり受理している。

第5世代移動通信システム (5G) とは



(3) 電波利用に関する制度

① 電波利用料

総務省では、混信や妨害のないクリーンな電波環境を維持するとともに、無線局の急増に対応する許認可事務の機械化や効率化を図ることで電波の適正な利用を確保するため、平成5年度から電波利用料制度を導入している。

電波利用料は、放送事業者が開設する放送局、電気通信事業者が開設する基地局や固定局、個々の方々が開設するアマチュア無線など原則として全ての無線局が負担対象となっている。携帯電話についても、1端末あたり年額170円の電波利用料を各携帯電話事業者が負担している。

電波利用料制度は、3年に一度、見直しが行われるもので、直近では令和元年に電波利用料額の改定を行った。

なお、令和元年においては、「令和元年台風第19号による災害についての特定災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和元年10月18日政令第129号)に基づき、「令和元年台風第19号による災害」が特定非常災害の指定を受けたことに伴い、災害救助法適用地域(全国14都県390市区町村(うち東北地域3県 104市町村))に対し、電波利用料債権の催促状、督促状及び納入告知書の発送を令和2年1月31日まで停止する措置を行った。

② 電波の利用状況の調査・公表制度

総務省では、平成14年からICTの進展に伴う電波需要の増大が今後も予測されることから、より最適な周波数配分を促進していくため、おおむね3年ごとに電波の利用状況を調査し、その調査結果を公表している。

電波の利用状況の調査については、通常調査として、全ての無線局を3つの周波数帯域(①714MHz以下、②714MHzを超え3.4GHz以下、③3.4GHzを超える周波数)に分類し、3年一巡のサイクルで実施するものと、臨時調査として、周波数再編を加速するための検討、周波数再編後の移行状況の把握、周波数再編に向けた課題の把握等の必要がある場合に対象を限定して実施するものがある。

令和元年度の調査・公表は、「714MHzを超え3.4GHz以下」の周波数を利用する無線局(全国で8億1,247万局(包括免許の無線局、登録局及び包括登録の登録局を含む。)(うち東北管内約11万局))を対象に行った。

電波技術の進展や電波利用の多様化が一層広がる中で、令和2年度からはより実情に近い利用状況を迅速に把握することができるよう、①「3区分・3年周期」から「2区分・2年周期」への見直し、②周波数の共用や移行等の可能性の検討のため、必要と認める周波数帯について、無線局ごとその他必要な限度における詳細な調査(重点調査)の実施を可能とする調査の方法に改訂された。評価の方法に関しては、重点調査対象の電波利用システムについて、電波の利用時間、地域等の指標別の利用の度合いによる評価を実施するとともに、評価にあたって、調査結果等の分析によるほか、電波利用システムの社会的重要性等も考慮した総合評価とすることとした。

電波の利用状況の調査等に関する省令及び関係告示改正等の概要

1. 調査周期の見直し

電波技術の進展や電波利用の多様化が一層広がる中で、より実情に近い利用状況を迅速に把握することができるよう、「3区分・3年周期」から「2区分・2年周期」へ見直し(省令第353号(1項))



2. 重点調査の実施

周波数の共用や移行等の可能性の検討のため、利用状況をより正確に把握することが必要と認める周波数帯について、無線局ごとその他必要な限度における詳細な調査(重点調査)の実施を可能とする(省令第353号の項及び関係告示の重点調査告示)



3. 電波の有効利用度合いの評価

重点調査対象の電波利用システムについて、電波の利用時間、地域等の指標別の利用の度合いによる評価を実施
評価は、調査結果等の分析によるほか、電波利用システムの社会的重要性等も考慮した総合評価とする(関係告示)

4. その他規定の整備

電波利用コースに的確に対応できるよう、登録局に対する調査票調査の実施や免許不要局の台数調査の柔軟な実施を可能とする(省令第353号(3項、5項))

③ 旧スプリアス規格の無線設備の対応

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR:Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されたことに伴い、総務省では、平成17年に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正し、新たな許容値(新スプリアス値)に基づく規制を実施している。

経過措置として、旧スプリアス規格の無線設備については令和4年11月30日まで旧許容値の適用を可能となる措置を講じ、新スプリアス値への移行を促進している。

旧スプリアス規格の無線設備の対応等に関する具体的な手続きについては、電波利用ホームページ(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>)に詳しく掲載している。

東北総合通信局では、上記対策を推進するために局内に対策連絡会を置き、所管免許人等への周知説明、問合せ対応や移行状況の進捗確認等を行っている。

④ 特定実験試験局で使用できる周波数の選定

技術革新の激しい情報通信の分野において、迅速な技術開発・製品化のため無線システムの実験試験局を早期に開設したいというニーズに応えるため、使用可能な周波数等をあらかじめ公示することにより、短期(1~2週間)で実験試験局の開設ができる特定実験試験局制度を平成16年3月に創設している。

使用可能な周波数等を事前に公示するものであり、周波数等の利用ニーズの把握等のため周波数コーディネータ派遣をはじめとした調査及び要望への対応の中から周波数等の選定を行っている。

使用可能な周波数等は毎年見直しを行い、新たに告示（毎年7月1日施行）している。（国家戦略特別区域で使用する周波数等、使用期限があらかじめ一定期間に定まっている周波数等は別に告示。）

この制度を活用し、5Gの実証実験、移動体用ミリ波帯の伝搬実験や新たな通信システムの開発のための伝送実験などが行われている。

東北総合通信局は、制度の周知・説明を、大学・高等専門学校等研究機関への訪問及び実験試験局開設の相談対応の機会において行うとともに、周波数の選定時には、運用中の無線局及び新たな無線局の開設の要望のあった機関から計画を聴取するなど選定調査を行い、当該周波数の選定に反映している。

令和元年度に置いては3波の周波数の使用期間を延長し、令和2年度の周波数として、32波を選定した。

東北管内では、これまでに当該制度を活用して41局の特定実験試験局が開設されており、令和元年度末現在、3局の特定実験試験局が開設運用されている。

⑤ 技術基準適合証明未取得機器を用いた実験等の特例制度の整備

電波を発射する機器を使用するためには、他の無線機器に混信などの悪影響が生じないように、原則として、電波法に定める技術基準への適合を事前に確認することとされている。

このため、比較的送信出力が小さな実験用に開設する無線設備であっても、無線局の開設者自らが技術基準に適合する無線設備の証明（技術基準適合証明）を取得するか、実験試験局の免許の取得を行うことが必要であった。

しかし、手続等に要する時間や費用負担の面から、特に短期間の実験等に供する無線局については開設を断念するケースもあり、国内外から新たな技術やアイデア等を取り入れ、革新的な新製品やサービスの開発の折角の機会を逸することになっていた。

そのため、総務省では、令和元年度、総務大臣が指定する実験の用に供する無線局を開設しようとする際には、届出を行うことにより、届出があった日から最長180日間に限り、実験等を行う無線局として免許を受けずに開設できる特例制度を整備した。



この特例制度は令和元年11月20日に、その運用が開始され、東北総合通信局では電波利用推進フォーラムのメールニュース等で制度の紹介を継続的に実施した。

令和元年度内は3件の問い合わせのみであったが、令和2年5月に Web 上での届出が可能となり、令和2年8月末現在では、3件22局の無線設備(WiFi、Bluetooth規格等)の届出が行われ、迅速な試験研究等の展開実施に制度が活用されている。

(4) 電波利用調査検討プロジェクト

新たな電波利用と周波数資源の有効活用を促進することを目的として、地域の様々なニーズに即した新しい電波利用システムを産学官の関係者と連携して検討を行っている。

東北地域においても、これまで地域産業である漁業・農業分野への支援や地域活性化に役立つ電波利用システムが開発・構築されている。

東北総合通信局では、令和元年度において、「26MHz 帯の周波数を使用する漁業用ラジオ・ブイの導入に向けた調査検討会」を開催し、新たな漁業用ラジオ・ブイの基本的な構成及び技術的条件等について検討を実施した。

【「26MHz 帯の周波数を使用する漁業用ラジオ・ブイの導入に向けた調査検討会」概要】

1. 検討項目

- (1) 新たな漁業用ラジオ・ブイの利用が期待される分野、扱う情報内容へのニーズ
- (2) 新たな漁業用ラジオ・ブイの基本的な構成、及び技術的条件 等
 - ① 漁業用ラジオ・ブイのシステム要求条件
 - ② 電気的特性にかかる測定法(及び測定試験の実施)
 - ③ 周波数共用条件
 - ④ 実フィールドにおける試験

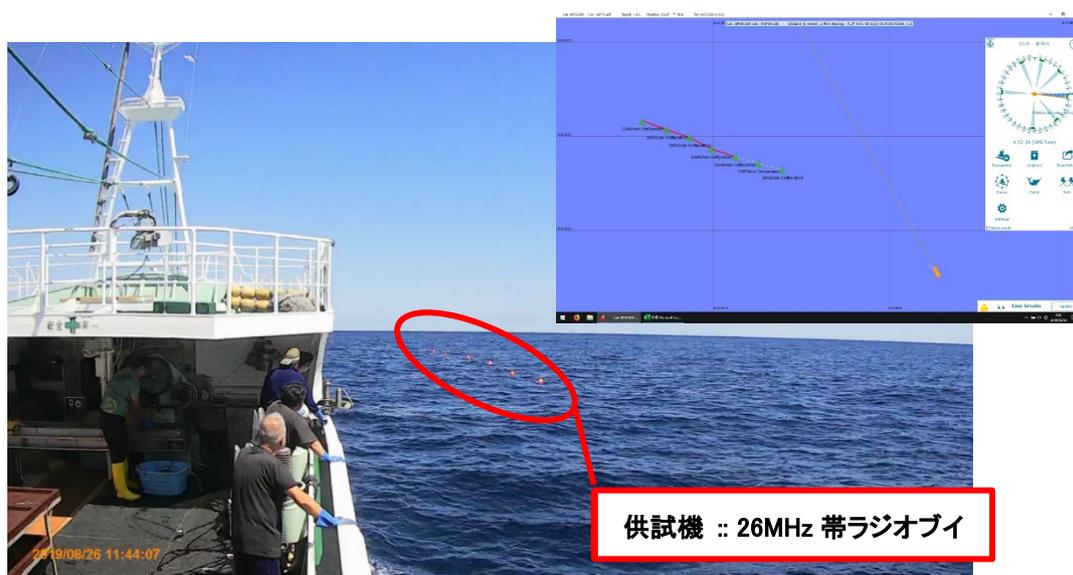
2. 検討結果(概要)

周波数共用検討において、一定の条件下であれば周波数共用は可能であるとの結果を得た。引き続き、当該条件に配慮しながら 26MHz 帯ラジオ・ブイの導入を検討する。その上で、使用周波数の拡大及び制度整備を検討することが望ましい。

漁業用ラジオ・ブイのシステム要件は、26MHz 帯を使用しなくても実現し得る可能性があり、既存周波数帯の中でも新たな漁業用ラジオ・ブイの開発動向が存在することや、無線局免

許が不要な LPWA を用いたラジオ・ブイ も開発されており今後の開発動向について留意する必要がある。

26MHz 帯は、国際的に船舶の遭難救助時に使用される周波数の一つであり、この周波数帯へのラジオ・ブイの導入に際しては、海上移動業務への干渉について十分な検討を行ってきた。その結果、一定の条件下であれば周波数共用は可能であるとの結果を得ることができ、我が国においても、26MHz 帯ラジオ・ブイの試験的な導入に向けて道を開くことができている。



調査検討会におけるフィールド試験の様子

(5) 電波利用推進東北フォーラム

東北地域における産・学・官関係者で構成する「電波利用推進東北フォーラム」を平成16年3月にスタートさせ、「電波利用推進セミナー」の開催等により電波政策、無線システム及び電波利用アプリケーションに関する情報提供を行っている。また、メールニュース(毎月2回)の発行や電波利用に関する要望や相談に対応している。

令和元年度の「電波利用推進セミナー」は、令和2年1月17日、「5Gはどう使う？そのユースケースとローカル5G」と題して、本年春から商用サービスを開始した5Gと、地域の地方公共団体、企業等の様々な主体が独自の5Gシステムを柔軟に構築できるローカル5Gについて、幅広い分野における活用を促進することを目的に開催した。地方公共団体、企業、大学等から200名を超える参加があった。

本セミナーにおいては、総務省本省並びに第5世代モバイル推進フォーラム会員である富士通株式会社及び日本電気株式会社から講師を招き、想定される5G・ローカル5Gの制度設計と動向、そしてそのユースケースとソリューション等について講演を行った。あわせて、総務省による「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の公募予定について紹介した。

会場には、携帯電話事業者やベンダー各社による5G展示コーナーを開設した。ドコモ東北ビルの5G体感展示コーナーとも連動し、多くの参加者に、講演の聴講のみならず、実際に5Gを体験できる取り組みを実施した。講演後の講師による相談コーナーも活況で、長時間にわたり講師への質問や開発実証に係る応募等の相談が続いた。



講演会の模様



5G展示コーナーの模様

(6) 電波利用環境の整備

携帯電話に代表される電波の利用が増加している一方で、他の無線局に妨害を与える不法・違反無線局や、電子機器の普及等による不要電波の発生(電磁障害)など、電波の不適切な利用等による電波利用環境の悪化が社会問題となっている。

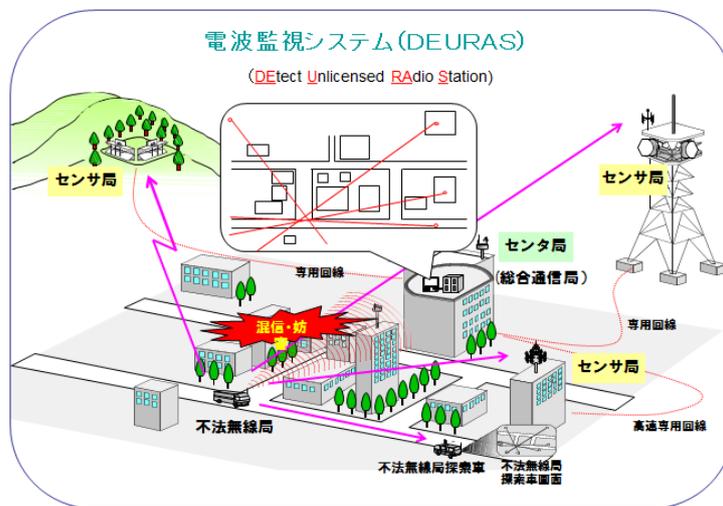
こうした状況を踏まえ、東北総合通信局では、電波監視施設の整備や捜査機関との共同取締り、更には周知・啓発活動を通じて、良好な電波利用環境を保護するための施策を展開している。

① 不法・違反無線局対策

ア 電波監視

総務省は、無線局等の電波の発射源を探知することを目的として、DEURAS(デューラス:電波監視システム)を全国にある各総合通信局管内に整備している。東北総合通信局においては、局内にあるセンタ局から、東北管内各地(38市町46ヶ所)に設置されたセンサ局の受信機能や方位測定機能等を遠隔制御し、電波の発射源を特定している。本システムの活用により不法・違反無線局対策が効率的に行われている。

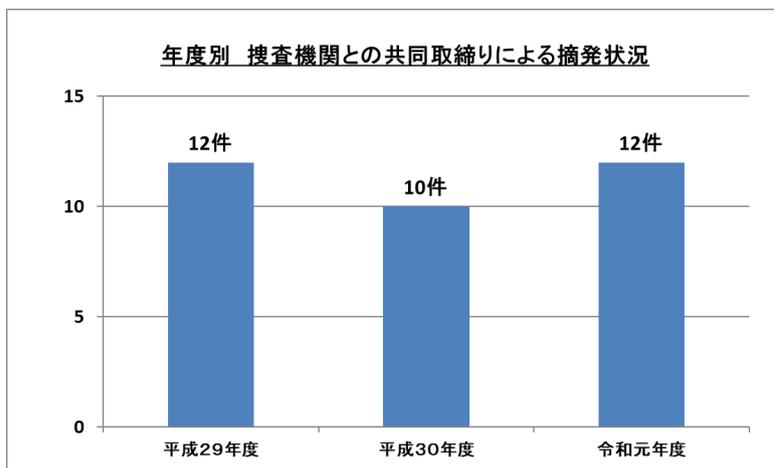
また、電波の監視は電波利用の実態や利用状況を把握することができるため、免許等の許認可事務にも活用されている。



イ 捜査機関等との連携

車両や船舶に設置された不法・違反無線局対策の一環として、警察署や海上保安部署等の捜査機関と共同、また他の行政機関と合同の取締りを実施している。

令和元年度において、東北管内では、共同・合同取締りを計15回実施し、違反行為者を12名摘発している。





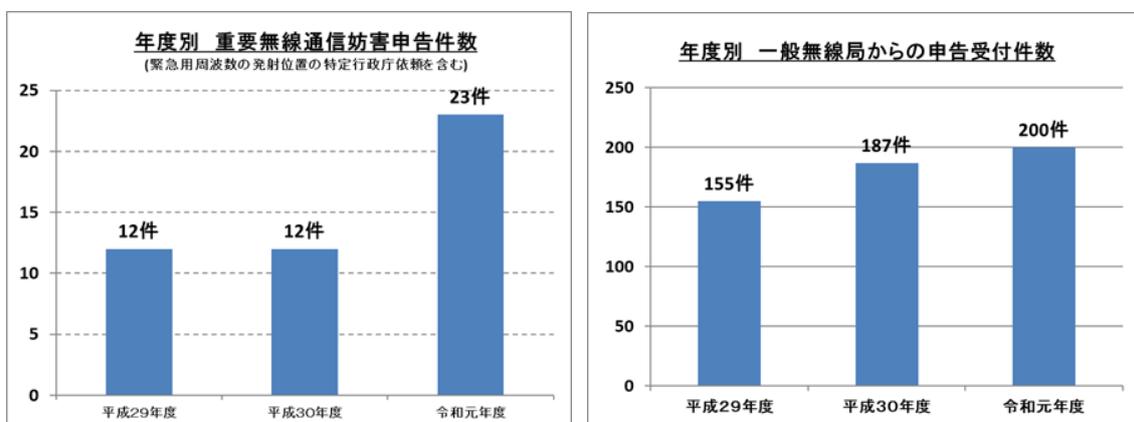
捜査機関との不法・違反無線局の共同取締り

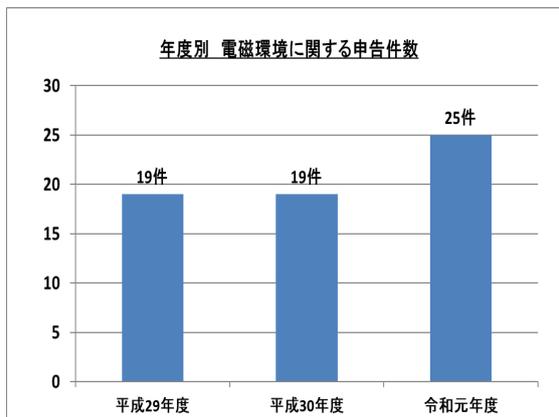
ウ 申告処理の迅速化と適切な対応

無線局への混信妨害及び各種電子機器等からの不要な電波による障害等、利用者からは様々な申告相談が寄せられている。最近の障害原因としては、LED街路灯、自動車用EV充電器などの交流電流を直流に変換する機器からのノイズ、また太陽光発電の直流電流を交流に変換する場合に発生するノイズなど、電源部に起因するものが多く見られる。

また、東日本大震災復興業務・除去土壌輸送業務等に携わる大型自動車(トラック、ダンプカー)の増加に伴い、アマチュア無線局を使用した不法無線局開設、運用違反(ノーコール、使用区別違反)等の申告が急増している。

これらの要因により、令和元年度の申告件数は248件(重要無線通信妨害:23件、一般無線局混信:200件、電磁環境:25件)に上った。これらの申告に対しては、DEURASの活用や現地調査等によって、迅速かつ適切に対応している。

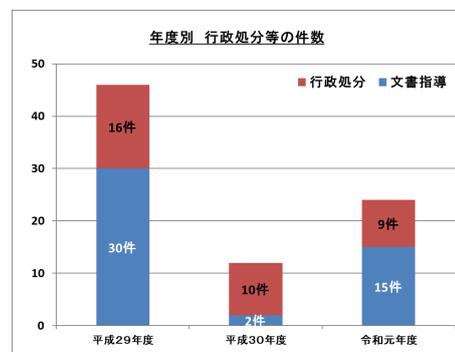




エ 電波法令違反に対する行政処分

電波法に違反した者に対しては、無線局の運用停止や無線従事者の従事停止の行政処分及び文書指導などの行政指導を行い厳正に対処している。

なお、令和元年度は、行政処分9件と文書指導15件を行った。



※行政処分の事例

- ・無線従事者（第四級アマチュア無線技士）として、その業務に従事することを48日間停止した。

当該無線従事者が不法アマチュア局を開設し、電波法第4条に違反したものである。

- ・アマチュア局の運用を48日間停止及び無線従事者（第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士）として、その業務に従事することを48日間停止した。

当該免許人が、許可を受けていない無線設備を設置し、無線局免許状に記載されていない周波数を使用して通信を行い、電波法第17条第1項及び53条に違反したものである。

※文書指導の事例

- ・アマチュア無線局の免許人が、自局の識別信号（コールサイン）を送信せず運用したことから、厳重に指導した。

オ 無線設備試買テストの実施

総務省では、平成25年度から発射する電波が電波法(昭和25年法律第131号)に定める「著しく微弱」の基準内にあるとして販売されている無線設備を市場から購入し、その電波の強さの測定を行う取組(無線設備試買テスト)を毎年度実施している。

令和元年度の無線設備試買テストの結果は、購入した149機種のうち137機種が「著しく微弱」の基準を逸脱していた。

東北総合通信局では、そのうち、東北管内に本社が所在する販売業者(1社)に対して製造・販売の中止、販売済み機器の回収要請を行った。

また、東北管内の電気店、玩具店、自動車用品店、ホームセンター、リサイクルショップ等を訪問し、これらの無線設備が店頭販売有無について調査を実施した。令和元年度は、16店舗を調査したが、「著しく微弱」の基準を超える無線設備は確認されなかった。

(7) 登録検査等事業者制度

登録検査等事業者制度とは、総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者が、無線設備等の検査(又は点検)を行い、免許人から当該検査(又は点検)の結果を記載した書類の提出があったときは、本来必要となる無線局の定期検査等について、無線局の定期検査の全部省略又は新設検査、変更検査及び定期検査の一部を省略することができる制度である。

本制度では、無線局の無線設備等の定期検査に係る検査及び無線局の無線設備等の新設検査、変更検査及び定期検査に係る点検を行う事業者と、無線設備等の点検のみを行うことができる事業者の2種類がある。

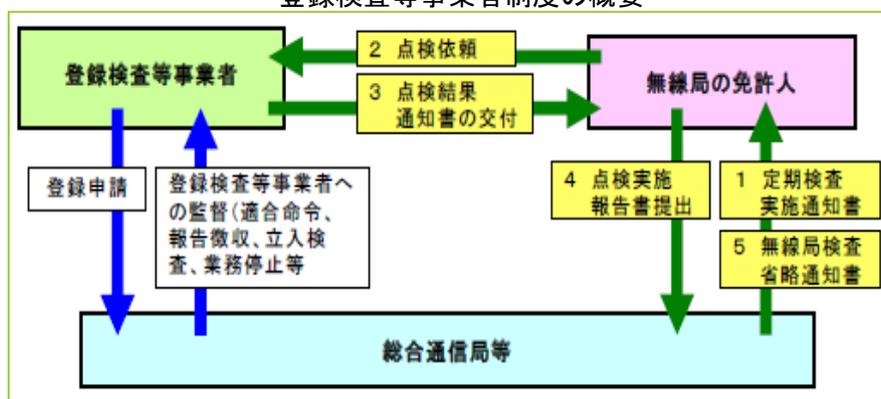
令和元年度末の東北管内の登録検査等事業者数は180事業者(そのうち検査と点検を行うものは5事業者)となっている。

平成23年度から登録検査等における制度の形骸化防止及び適正な事業の確保のため、従来の不正な実施の疑いがある場合の立入検査(臨時検査)のほか、法令の規定に基づき適正に登録検査等業務が実施されているかどうかを確認する立入検査(通常検査)を実施している。

なお、東北管内では5年周期で全事業者に対して立入検査(通常検査)を実施している。

また、東北管内において、過去5年間に電波法令に違反した事業者は1事業者であり、行政処分(業務停止命令等)を行っている。

登録検査等事業者制度の概要



(8) 電波利用環境保護のための周知啓発

① 電波利用環境保護周知啓発強化期間

不法無線局の開設運用等、電波利用ルール違反の未然防止を図るため、毎年6月1日から10日までの間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、周知啓発活動を行っている。

令和元年度は「不法電波に待ったなし！」をキャッチフレーズに、無線局ユーザーや広く一般に対して、駅構内でのデジタルサイネージ放映、JR車内広告、新聞による広報、関係機関へのポスター掲示等による周知啓発を行った。



② 電波の安全性に関する説明会

近年、携帯電話、ワイヤレスカードシステム、電子タグ等の無線システムが日常生活の中で重要な役割を果たすようになり、電波を発射する機器が身近なところで利用される機会が増大している。

これに伴い、電波が人体へ及ぼす影響について相談が寄せられている。東北総合通信局では、電波の安全性に関する相談や照会に対応しているほか、生体電磁気学等の専門家等による電波の安全性に関する説明会を開催しており、令和元年度は、山形県山形市において開催した。



電波の安全性説明会(山形市)

③ 公共工事現場等における周知啓発

建設工事を発注する国の機関や地方公共団体等との協力と連携の下、大型車両を使用する業界団体への周知啓発及び工事現場に出入りする運送車両の運転者や工事現場監督者等に対して、不法・違法無線局を使用しないよう指導している。

④ 電波適正利用推進員制度の推進

電波適正利用推進員制度は、電波の適正な利用に反する行為を未然に防止する活動や混信・妨害に関する相談等の比較的平易な業務について、一定の無線通信に関する知識や経験等を有する民間ボランティアに委嘱し、草の根レベルから電波利用環境の保護・改善を図ることとし、平成9年度から導入された制度である。

東北管内では、令和元年3月末現在で、62名が電波適正利用推進員として委嘱され、それぞれの地域で、次の活動を行っている。

- 電波の適正な利用等の電波に関する知識について周知啓発すること。
- 混信、無線局の運用を阻害する事象及び電波の安全性に関し、相談を受け、相談窓口の紹介をする等の助言を行うこと。
- その他電波の適正な利用について東北総合通信局に対し必要な協力をすること。



⑨ 医療機関における適正な電波利用の実現

① 電波環境協議会「医療機関における電波利用推進部会」

電波環境協議会※では、「医療機関における電波利用推進部会」を設置し、医療機関における適正な電波利用の実現に向けた検討を行っており、総務省は、厚生労働省とともにこの活動に対し積極的に貢献している。

※ 電波による電子機器等への障害を防止・除去するための対策を協議するための学識経験者、関係省庁、業界団体等により構成された協議体。総務省が構成員として参加している。

平成28年4月には、同部会でのこれまでの検討結果に基づいた「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」が公表された。また、平成30年4月には同手引きの内容を紹介した動画及び e-learning 教材（基礎編、応用編）が公開された。

医療機関の関係者、通信事業者、医療機器製造販売業者等が連携して、医療機関における安心・安全な電波利用環境を整備する際に参照できるよう、以下に関する内容について、以下の URL において情報提供を行っている。

ア 電波利用機器（医用テレメータ／無線 LAN／携帯電話／その他の機器）のトラブル事例や対応策等

イ 医療機関において電波を管理する体制等の整備

手引き等の URL https://www.emcc-info.net/medical_emc/info280404.html

動画・e-learning 教材の URL https://www.emcc-info.net/medical_emc/info300410.html

東北総合通信局においても、東北厚生局等と連携し、医療関係者向けの講演会等により、医療機関における電波利活用の方法などについて周知啓発を図ることとしている。

② 東北地域の医療機関における電波利用推進協議会

東北総合通信局では、「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」の周知啓発を含め、医療機関における安全な電波利用の一層の普及促進を図るため、医療機関や関係機関の連携のもと、平成29年9月に「東北地域の医療機関における電波利用推進協議会」を設立し、「医療分野における電波の安全性に関する説明会」を宮城県仙台市において毎年度開催している。

令和元年度は「東北地域の医療機関における電波利用推進協議会」（宮城県仙台市）に引き続く説明会（6月29日、3月7日）、さらにハンズオン支援として岩手県盛岡市において開催された第29回日本臨床工学会での共催教育講演（5月19日）の計3回を計画したが、令和2年3月に予定していた説明会については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となった。



医療分野における電波の安全性説明会(仙台市)

(10) 受信障害対策

近年の電波利用の拡大、パソコンや受信ブースター等各種電子機器からの電氣的雑音、更には不法無線局から発射される電波等によって、放送波の受信に影響を与える事例が発生している。

また、都市部での高層建築物によるテレビ電波の遮断や反射による受信障害も問題となっている。

東北総合通信局では、こうした受信障害の解消のため、苦情や申告窓口として受信障害対策官を設置する等、電波監視・調査部門や東北受信環境クリーン協議会(東北管内の放送事業者、無線局免許人、地方公共団体、家電販売店などで構成され、令和元年度末現在で152団体が加盟)等と連携を図りながら受信環境の保護を推進している。

東北受信環境クリーン協議会では、毎年10月を「受信環境クリーン月間」に定め、受信環境クリーン中央協議会が主催する「受信環境クリーン図案コンクール」等を実施し、受信環境保護に関する周知啓発に努めている。

なお、令和元年度に寄せられた受信障害(地上デジタル放送関係も含む)の申告件数は373件であり、その原因の44%が自己受信設備不良(164件)によるものとなっている。



令和元年度第52回「受信環境クリーン図案コンクール」で文部科学大臣賞を受賞した、青森県むつ市立田名部中学校3年 平沢和翔さんの作品

4 地域情報化の推進

(1) 地域情報通信基盤の整備促進

① 高度無線環境整備推進事業

(H31～(H30 までは「情報通信基盤整備推進事業」として実施))

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助するものである。

令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合も補助対象としている(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)。

ア 事業主体

- ・直接補助事業者：地方公共団体、第三セクター法人、一般社団法人もしくは一般財団法人
- ・間接補助事業者：電気通信事業者

イ 対象地域

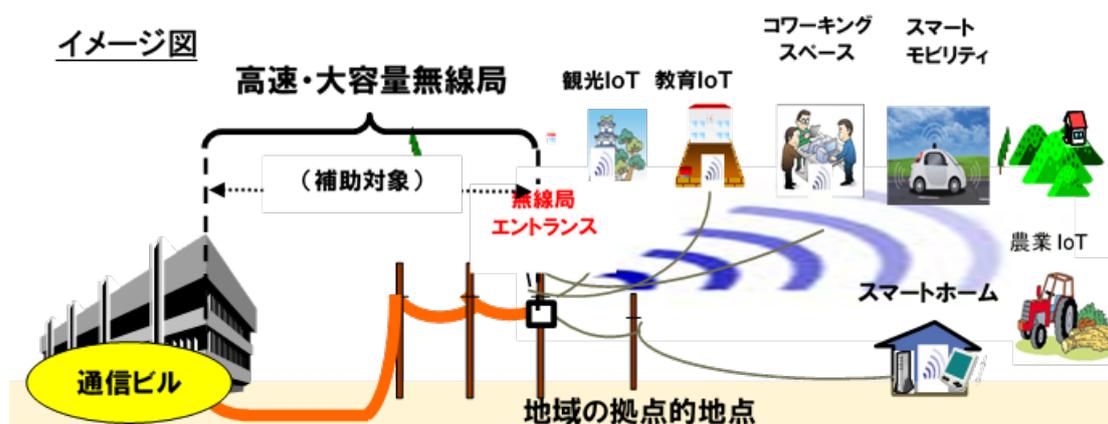
地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島等)

ウ 補助率

- ・離島：2/3(地方公共団体)、1/2(第三セクター法人、電気通信事業者)
- ・離島以外の条件不利地域：1/2(財政力指数0.5未満の地方公共団体)
1/3(財政力指数0.5以上の地方公共団体・第三セクター法人・電気通信事業者)

エ 補助対象：伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む)等

令和元年度は1件(宮城県丸森町)の補助金交付を決定した。



高度無線環境整備推進事業のイメージ図

【コラム 令和2年度補正予算(高度無線環境整備推進事業)】

新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務となっている。特に、子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める教育 ICT環境を実現することを目指した「GIGA スクール構想」を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤の整備を加速することが必要となっている。

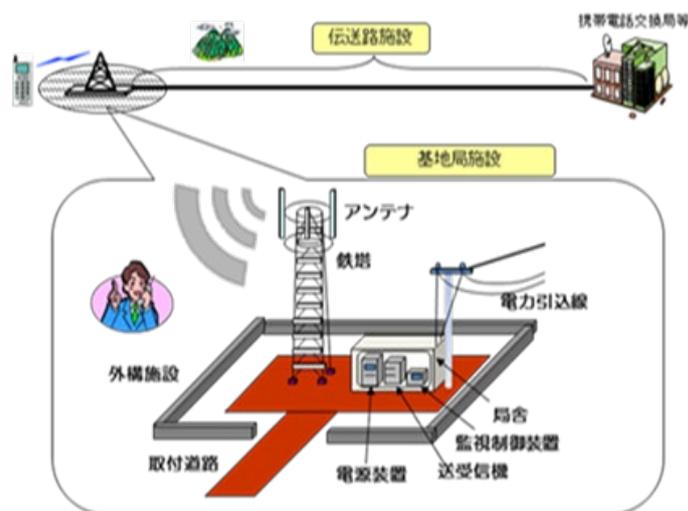
このため、令和2年補正予算(第一次・第二次)により、令和3年度中に、光ファイバが未整備の学校を含め、市町村が希望する全ての地域で光ファイバが整備される見込みである。

これにより、総務省「ICT インフラ地域展開マスタープラン」(令和元年6月)で設定された光ファイバ整備の目標(令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らす)を2年前倒して、令和3年度末までの達成が可能となる。

② 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や現在の携帯電話システムの主流である3.9世代移動通信システム(LTE)以降のサービスが利用できない地域がある。

このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5G等の高度化施設の整備を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、地方公共団体が携帯電話基地局を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、その設置経費の一部を補助するものである。



携帯電話等エリア整備事業のイメージ図

- ア 事業主体：
 基地局施設⇒地方公共団体(県及び市町村)
 伝送路施設⇒無線通信事業者
 高度化施設⇒無線通信事業者

- イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- ウ 補助対象： 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)
伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料)
- エ 補助率： 携帯電話等エリア整備 1/2(1社参画の場合)
2/3(複数社共同整備の場合)

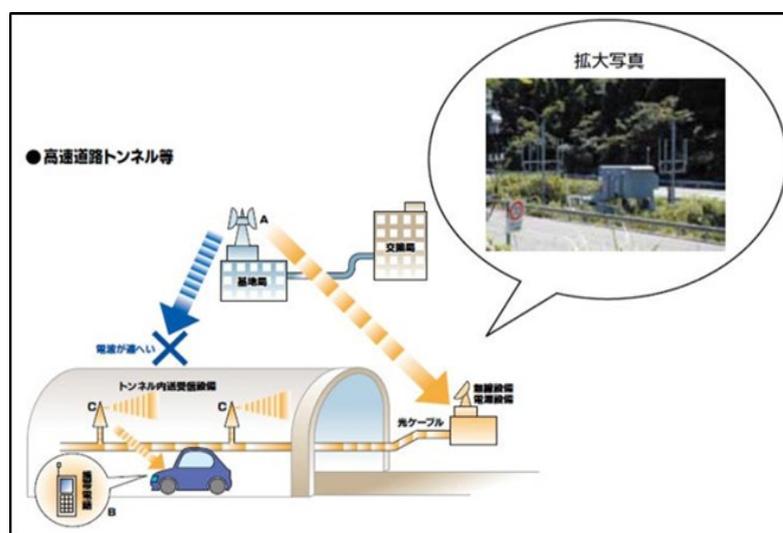
なお、令和元年度は12件の補助金交付を決定した。

③ 電波遮へい対策事業

道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない場所において、移動通信用中継施設を設置して携帯電話等が利用できるようにする事業であり、施設の整備を行う一般社団法人等に対して設置費用の一部を補助するものである。

令和元年度には東北管内で10件の事業を実施した(平成30年度は21件)。

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：道路トンネル等
- ウ 整備施設：移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- エ 補助率：1/2(対象が鉄道トンネル及び医療施設の場合1/3)



電波遮へい対策事業のイメージ図

【コラム 秋田・山形新幹線の携帯電話エリア化対策】

東北総合通信局では、秋田・山形新幹線の携帯電話エリア化対策を進めている。
令和2年7月には、秋田新幹線(赤湊駅～田沢湖駅間)、山形新幹線(庭坂駅～赤岩駅間)の携帯電話用基地局の設置工事が進展し、携帯電話サービスの利用が可能となった。
これにより、秋田新幹線の全線で携帯電話サービスの利用が可能となった。
(一部電波が弱い箇所の存在等により、お使いの携帯電話の通信事業者や機種によっては、通信が途切れる場合がある。)

なお、秋田・山形両新幹線については、奥羽山脈を横断すること等から、トンネル以外にも携帯電話エリア外の箇所があり、整備する基地局に必要な電力及び通信回線の供給も困難な箇所が存在するなど、エリア化実現には様々な課題があった。

この度の携帯電話エリア化対策は、関係各社の多大な協力により、トンネルに係る基地局整備に加え、トンネル周辺における基地局の整備、基地局に必要な電力・通信回線の整備等も行うという、これまでに例のない取組により実現したものである。

④ 公衆無線LAN環境整備事業

緊急時の安心・安全を確保するための災害関連情報等を確実に入手することを可能とするため、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）での公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行うとともに、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点（博物館、文化財、自然公園等）におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助するものである。

令和元年度に東北管内で本事業を実施した地方公共団体は18団体である（平成30年度は21団体）。

ア 事業主体：財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）又は条件不利地域（※）の普通地方公共団体・第三セクター

イ 補助率：1/2（財政力指数0.4以下、かつ条件不利地域の市町村 2/3）



(2) 放送ネットワークの強化

① 放送ネットワーク整備支援事業

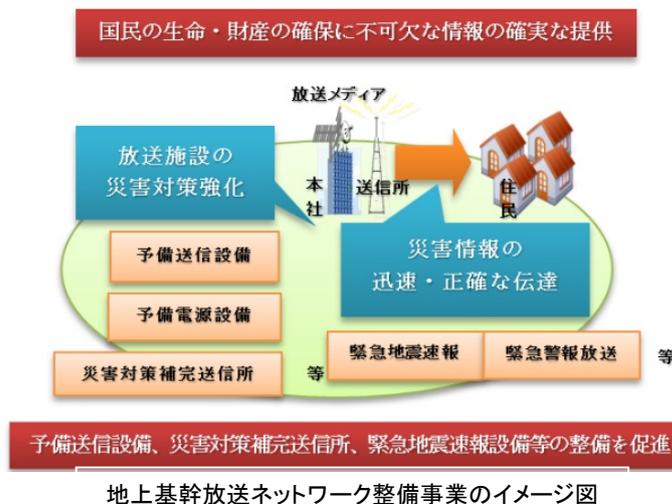
ア 地上基幹放送ネットワーク整備事業

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、①放送局の予備送信設備、②災害対策補完送信所、③緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助するものである。

(ア) 事業主体：地方公共団体、第三セクター、地上基幹放送事業者等

(イ) 補助率：地方公共団体 1/2

第三セクター、地上基幹放送事業者等 1/3



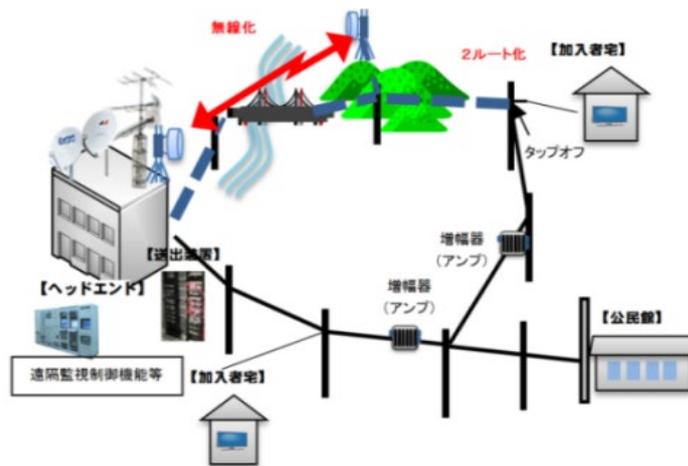
なお、令和元年度は、東北管内での該当事業はなかった。

イ 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用の一部を補助する。

(ア) 事業主体: 地方公共団体、第3セクター

(イ) 補助率: 地方公共団体 1/2、第3セクター 1/3



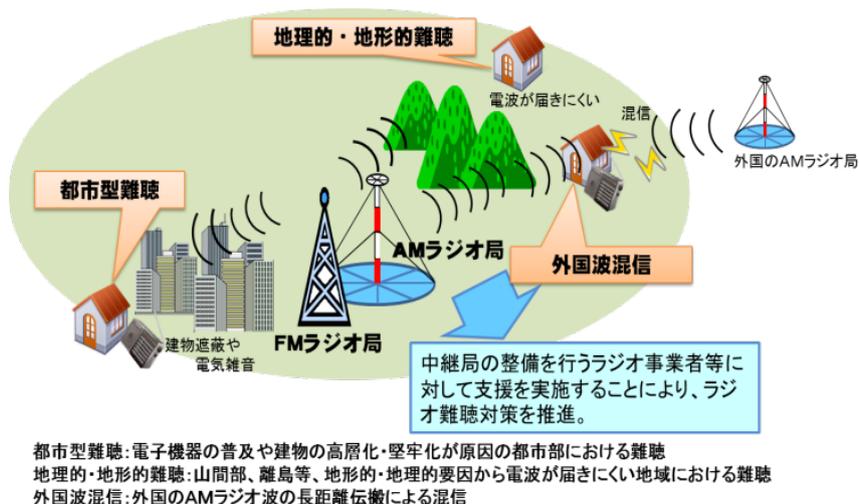
令和元年度は1件(宮城ケーブルテレビ株式会社)の補助金交付を決定した。

② 民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するためには、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保することが必要である。

このため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するものである。令和元年度は3件の事業(岩手県北上市、福島県葛尾村、青森放送株式会社)に補助金交付を決定した。

- ア 事業主体:民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
- イ 補助対象:難聴対策としての中継局整備
- ウ 補助率:地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
都市型難聴 1/2



民放ラジオ難聴解消事業のイメージ図

(3) ICTを活用した地域活性化

① 地域 IoT 実装推進事業

農業、医療・介護・健康、子育て、防災、働き方(テレワーク)等各分野における成功モデル普及展開に取り組む地方公共団体、民間事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費の一部を補助する事業である。

令和元年度は東北管内では3件(軒先株式会社、岩手県矢巾町、福島県福島市)を採択候補先として選定した。

- ア 補助対象:都道府県及び指定都市を除く地方公共団体、民間事業者等
- イ 補助率:事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)



② データ利活用型スマートシティ推進事業

地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型のまちづくりに取り組む地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費（機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用）の一部を補助するものである。

ア 補助対象：地方公共団体等

イ 補助率：事業費の1/2補助

令和元年度は、東北管内での該当事業は無かった。



③ 地域 ICT クラブ普及推進事業(地域におけるIoT学び推進事業)

地域で子供・学生、社会人、高齢者等がモノづくり、デザイン、ロボット操作、ゲーム、音楽等を楽しく学び合う中で、プログラミング等のICTに関し世代を超えて知識・経験を共有する仕組みとして地域ICTクラブを整備する事業である。

令和元年度は東北管内では2件(秋田県地域ICTクラブ推進協議会、みやぎ三世代プログラミング協議会)を採択した。

- ア 補助対象:民間事業者や地方公共団体を構成員に含む協議会等の団体
- イ 補助額:上限500万円



地域ICTクラブ普及推進事業のイメージ図

(4) テレワークの推進

テレワークは、ICTを活用することにより、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である。また、地方にいながら都市部の仕事もでき、地域活性化にも寄与するものである。

総務省では、テレワークの導入支援のために、様々な施策を行っている。具体的には、テレワークをこれから導入しようとする企業等に対して、専門家である「テレワークマネージャー」による、Web 会議や電話、派遣による相談を実施し、テレワークの導入に関するアドバイスをを行っている。東北管内では、令和元年度は2件、平成2年度は6月までに11件の相談申請があった。

また、上記(3)①の「地域 IoT 実装推進事業」において、地域課題解決に資するテレワーク環境のためのサテライトオフィス整備等への補助を行っている。

さらに、東北総合通信局では令和2年6月5日に、「テレワーク導入に向けた Web セミナー」を開催し、企業や地方公共団体等から約80のログインがあった。本セミナーでは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、テレワーク導入の推進が求められている状

況を踏まえ、東北管内の企業、地方公共団体等を対象として、テレワークに関する基礎的な事項から導入に当たっての実務的な事項まで幅広く情報提供を行った。

そのほか、テレワークの普及促進に向けて、産学官一体となった取組を進めている。テレワーク推進フォーラム(総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の呼びかけにより平成17年に設立された産学官のテレワーク推進団体)では、平成27年から、毎年11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及促進に向けた広報等を集中的に実施している。

【コラム 令和2年度補正予算(テレワークサポート体制の強化)】

新型コロナウイルス感染症への対応は長期に渡る可能性があるほか、今後災害や新たな感染症などにおける業務継続性の確保や社会活動の維持のため、テレワークの重要性が高まっており、全国的な早期の導入支援が必要となっている。

このため、令和2年度第一次補正予算で、テレワークマネージャーを増員し、テレワークコンサルティングを大規模に実施すること等により、テレワーク導入促進のための対応を実施している。

また、令和2年度第二次補正予算で、中小企業支援団体と連携したテレワーク・サポートネットワーク体制を強化するほか、各都道府県において開催する相談会の拡充により、各地域でのテレワーク導入を加速するための対応を実施している。

(5) サイバーセキュリティの強化

東北総合通信局では、サイバーセキュリティの強化を図るため、平成30年7月よりサイバーセキュリティ室を設置し、次の対策に取り組んでいる。

① 実践的サイバー防御演習(CYDER)

本演習は、国の機関、指定法人、独立行政法人、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした実践的なサイバー防御演習で、総務省が国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて実施している。

受講者は、組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、実機の操作を伴ってサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験することができる。

インシデント対応演習を通じ、インシデント発生時の具体的な対応手順を身につけるとともに、実際に発生した場合に迅速かつ的確な対応が可能となる。

令和元年度の演習実施は、全国で初級コース60回・中級コース40回の合計100回演習を開催した。東北管内では初級コース7回(青森県青森市・秋田県秋田市・岩手県盛岡市・山形県山形市・宮城県仙台市・宮城県石巻市・福島県郡山市)・中級コース1回(宮城県仙台市)を実施した。



CYDER演習の様子

② サイバーセキュリティセミナー

東北総合通信局では、「サイバーセキュリティ月間」(毎年2月1日から3月18日)関連行事として、企業、地方公共団体、団体における管理面からのサイバーセキュリティ対策の重要性を周知・啓発することを目的として、毎年セミナーを開催している。

令和元年度は、宮城県仙台市において開催し、総務省サイバーセキュリティ統括官室、宮城県警察本部 生活安全部及び株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン(研究開発部門)から講師を迎え、サイバーセキュリティの最新情報の提供を実施している。

③ 各県警との連携強化

東北総合通信局は、各県サイバー犯罪防犯連絡協議会と連携し、情報交換や総会等において総務省のサイバーセキュリティの取り組みを紹介するなど、サイバー犯罪の防止の一翼を担っている。

令和元年度においては、青森県、秋田県、山形県の総会において説明を行った。

(6) 電子自治体の推進

・ 革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業(H30 補正)

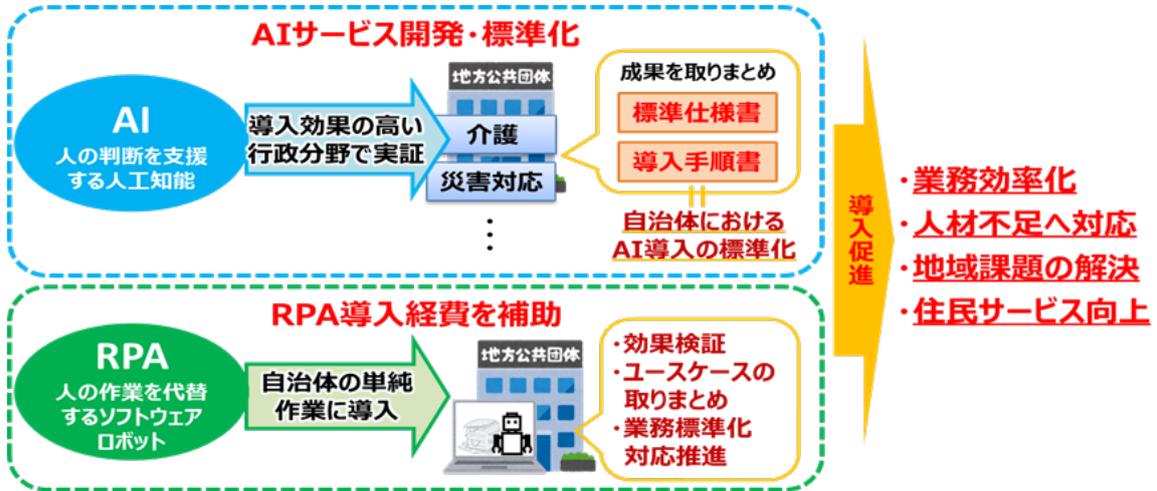
総務省では、地方公共団体における AI 実証、RPA(ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化)導入補助金により革新的ビッグデータ処理技術の早期導入を推進している。

東北管内では5件(岩手県奥州市、秋田県、宮城県角田市、福島県郡山市、福島県会津美里町)を採択した。

① 補助対象: 都道府県及び市町村(特別区含む)

② 補助率: 1/3補助(事業費上限800万円)

③ 主な対象経費: ソフトウェア費用、ライセンス費用、導入設定費用、保守・サポート費用等



革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業のイメージ図

(7) 地域情報化の支援等

① 地域情報化アドバイザー派遣制度

地方公共団体等の要請に基づき、総務省から「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT 利活用に関する助言、提言、情報提供等を行う制度である。

地域情報化アドバイザーの派遣を受けた地方公共団体等では、一次産業・地場産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。

令和元年度に東北管内で活用した地方公共団体等は30団体である。



地域情報化アドバイザー派遣制度のイメージ図

② 地域課題解決マッチング会

東北総合通信局では、地方公共団体が抱える地域課題(教育、医療・介護・健康、子育て、働き方、防災、農林水産業、地域ビジネス、観光、官民協働サービス、スマートシティ、IoT基盤(以上、11分野))を募集し、その解決の糸口を大学・企業等から求めることにより、地域課題の解決を図る目的で、「地域課題マッチング会」を実施している。



令和元年度マッチング会の様子

令和元年度は、4団体が抱える3分野の地域課題に対し、その解決の糸口が企業等の11団体から3分野(15 提案)についての地域課題解決提案が提出され、地域課題応募団体と地域課題解決提案団体による「地域課題解決マッチング会」を実施した。

(8) オープンデータリーダー等の人材育成の推進

東北総合通信局では、地域における新たなサービス創出の基盤となるオープンデータを推進する「オープンデータリーダー育成研修」を岩手県盛岡市(20名)と宮城県仙台市(18名)で開催した。

また、地域情報化の核となる人材の育成を目的に、平成7年度から地方公共団体職員を対象として「地域情報化人材育成セミナー」を実施している(東北情報通信懇談会(会長:東北六県商工会議所連合会会長)と共催)。令和元年度は青森県青森市(18名)で開催した。

(9) 各種会議等の開催

東北総合通信局は、地域情報化などを目的として、様々な会議を開催している。

① 地域情報化推進会議

平成13年度から地方公共団体の情報化推進担当者を対象として、総務省の情報化施策及び各県の情報化事業等の周知・説明を行うとともに、ICT利活用の先進事例を紹介するなどして地域課題解決のための意見交換等を行っている。令和元年度は青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県で開催した。

② 地域情報化所管省庁合同説明会

地方公共団体の情報化担当職員及び情報関係企業を対象として、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の各省庁で推進する地域情報化関連施策の説明会を毎年宮城県仙台市において開催している。令和元年度で23回目の開催となった。

区分	令和2年度 算入額	令和2年度 予算額	令和2年度 増減額
一般財源	678億円 +事業費	527億円	151億円増 +事業費
国庫利権料財源	895億円	747億円	148億円増
合 計	1,573億円 +事業費	1,274億円	299億円増 +事業費

地域情報化所管省庁合同説明会の模様(総務省の説明)

③ 地域ICT/IoT実装推進セミナー

ICT/IoTの利活用により地域の課題解決に取り組んでいる地方公共団体の事例を紹介し、他の地域でのICT/IoT利活用の普及、促進を図る目的で実施している。

令和元年度は岩手県盛岡市で実施した。



「地域 ICT/IoT実装推進セミナーin岩手」講演の模様

④ 「ICTフェア in 東北」

東北総合通信局は、毎年、情報通信月間(5月15日～6月15日)の取り組みの一環として、東北情報通信懇談会等との共催で、「ICTフェア in 東北」を開催し、最新の情報通信政策の動向、ICT利活用情報などに関する講演や情報通信システムの展示等を行っている。

令和元年においては、14回目となる「ICTフェア in 東北 2019」を、6月18日(火)・19日(水)の2日間、宮城県仙台市の「せんだいメディアテーク」で開催し、「東北 Society5.0の実現に向けて」をテーマに、各種セミナーや、5G、IoT、AI 等に関する展示を行い、のべ1,500名の来場があった。



情報通信システムの展示の様様



講演の様様

5 情報通信の安心・安全な利用のための消費者支援

(1) 総合通信相談所

東北総合通信局は、情報通信に関する相談窓口として平成3年から総合通信相談所を設置し、外部からの情報通信に関する問い合わせ、要望、意見等に対応している。

令和元年度における問い合わせ等の件数は1,379件(対前年度比124件増)であり、分野別の内訳は、電気通信サービス関係が444件、放送受信障害・地上デジタル放送関係が373件、混信申告が221件、電磁環境関係が25件、一般行政関係が316件となっている。

電気通信サービスの多様化・複雑化や情報通信機器の高度化などにより情報通信に関する問い合わせ等は年々増加しており、情報通信の利用者が安心・安全に利用できる環境を確保するため、引き続き消費者対応などの相談業務の充実を図っていくことが重要である。

(2) 電気通信サービスに関する消費者支援の充実

消費者ニーズに応じた多種多様な電気通信サービスが普及している反面、光回線やプロバイダの乗り換え等、電気通信サービスに関する様々な相談や、迷惑メール、掲示板での誹謗中傷、架空・不当料金請求などのトラブルも発生している。

東北総合通信局は、電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決の促進と、消費者視点を反映した行政運営の推進を図るため、消費生活センターと苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析や情報の共有を目的として、「東北電気通信消費者支援連絡会」(座長:渡辺達徳 東北大学大学院法学研究科教授)を開催し、消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施している。

令和元年度は、令和元年7月に盛岡市、令和2年2月に宮城県仙台市において開催した。

また、仙台弁護士会・宮城県司法書士会と宮城県内の消費生活センター・行政機関で開催する「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」に参加し、宮城県内における電気通信サービスに関する消費者トラブルの現状等について情報交換・意見交換を実施している。

令和元年度は、令和元年9月及び令和2年1月に宮城県仙台市において開催した。

ア 電気通信サービス苦情・相談電話の設置

東北総合通信局は、平成16年9月から電気通信サービスに関する苦情・相談電話（022-221-0632）を設置し、消費者が固定電話、携帯電話の電話会社及びインターネット接続プロバイダが提供する電気通信サービスに関する契約時の説明、電気通信事業者の苦情について、電話による相談対応を実施している。

相談件数は、平成30年度の408件と比較して、令和元年度は444件と増加している。平成28年5月21日に施行された改正電気通信事業法による消費者保護ルール導入の効果が認められるものの、光回線やプロバイダの乗り換えに伴う契約や営業活動、携帯電話の契約等における相談内容の割合が依然として多く、全体の約6割を占めている。

イ トラブル回避のための周知・啓発活動

電気通信サービスに関するトラブルを未然に防止するため、東北総合通信局ホームページに「電気通信サービス消費者情報コーナー」を開設し、一般消費者向けの情報提供を実施するとともに、「電気通信サービスQ&A」パンフレットを作成し、東北管内の各県及び市町村の消費生活相談窓口等に配布している。



ウ 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

スマートフォン等が青少年にも急速に普及してきており、その利用におけるリスクについて認識や対応能力を向上させることが必要となっていることから、東北総合通信局は、「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を活用して関係機関(地方公共団体(教育委員会等)、PTA連合会、インターネット防犯連絡協議会、電気通信事業者等)と連携を図りながら、青少年のインターネットリテラシー向上のための周知啓発活動等、インターネット利用環境の整備を推



秋田駅でのキャンペーンの様様

進んでいる。

令和元年度は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、各県警本部や地方公共団体等と連携し、2月12日の宮城県を皮切りとして山形県山形市及び秋田県秋田市において、大型ショッピングモール等で街頭キャンペーンを開催した。なお、他県については、新型コロナウイルスの影響により開催を中止した。

(3) 電気通信サービスの安全利用の啓発

ア e-ネット安心講座等について

携帯電話やインターネット等を悪用した犯罪やトラブルに子どもたちが巻き込まれる事件が社会問題となっている。このため、総務省では、平成18年度から文部科学省や電気通信事業者6団体と協力し、子どもたちを見守る立場の保護者や教職員を対象(平成23年度からは児童・生徒も対象)に、携帯電話・インターネットの安心・安全な利用方法についてのe-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)を実施している。

令和元年度は、東北管内で236講座が開催された。

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト：<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>



e-ネットキャラバンの開催模様

また、平成20年度から、総務省・文部科学省後援の「情報通信における安心安全推進協議会」が、情報通信の安心・安全な利用に係るルールやマナー、情報セキュリティ等の重要性に対する理解の醸成を推進するために「情報通信の安心安全な利用のための標語」募集を実施。最優秀作には総務大臣から、優秀作には地方総合通信局長から表彰を行っている。

令和元年度は、会津若松市立大戸中学校が「メディア時間 減らして増える 家族の時間」で東北総合通信局長表彰を受賞した。

イ シニア向け安心安全スマートフォン教室

スマートフォンを利用する高齢者の増加に伴い契約関係や使用方法、ネットトラブルに関する苦情・相談件数が増加していることを背景として、スマートフォンの利用に不安を持つ高齢者を対象に、座学及び実機での研修を開催し、情報リテラシーの向上を図っている。

令和元年度は、放送大学学園と連携し、東北6県において開催した。

6 研究開発・スタートアップ支援等

(1) 「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)の推進

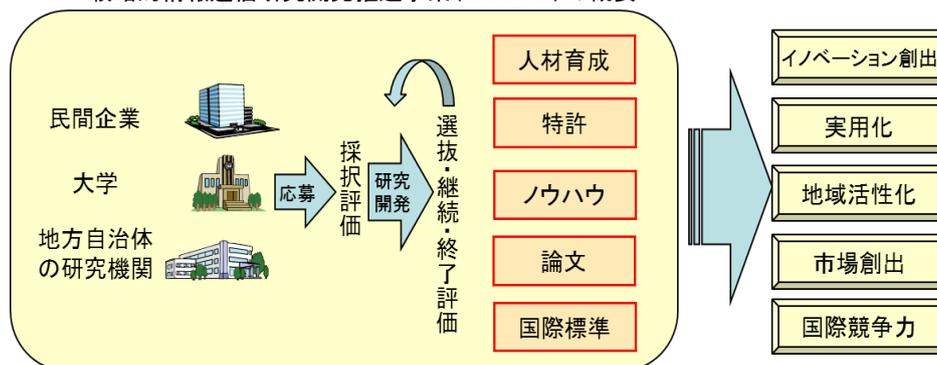
戦略的情報通信研究開発推進事業は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的資金※として平成14年度からスタートしたもので、ICT分野において新規性に富む研究開発課題を大学、独立行政法人、企業、地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金である。

これにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICTの利活用による地域の活性化、国際標準獲得等を推進している。

※ 競争的資金

研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)の概要



令和元年度は、以下のプログラムにおいて研究開発を実施した。

① 社会展開指向型研究開発

IoT/BD/AI時代に対応して、技術実証・社会展開を意識した、新たな価値の創造、社会システムの変革並びに地域の活性化及び課題の解決に寄与するICTの研究開発を推進している。

② ICT基礎・育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業等の斬新な技術を発掘するために、Feasibility Study(本格的な研究開発のための予備実

験や理論検討等の研究開発)として課題終了後の発展が見込める課題や、情報通信分野の基礎的な技術の発展に寄与する課題の研究開発を推進している。

③ 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(先進的電波有効利用型)や、若手研究者又は中小企業の実験者が提案する電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(若手ワイヤレス研究者等育成型)を推進している。

④ 国際標準獲得型研究開発

研究成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的とし、外国の研究機関と共同で研究開発を実施する日本の研究機関に対して研究開発の委託を実施している。

令和元年度の、東北管内における新規課題の採択件数及び研究代表機関は以下のとおりである。

	採択件数	研究代表機関等
社会展開指向型 2 年枠	1 件	・東北大学 ・課題名 「超小型衛星のターゲットポイント制御を活用したオンデマンド・リモートセンシングシステムの研究開発」
社会展開指向型 3 年枠	1 件	・仙台高等専門学校 ・課題名 「観光客の周遊性の向上と安全を提供する LPWA タグによるスマートツーリズム」
ICT 基礎・育成型 1 年枠	2 件	・スピンセンシングファクトリー株式会社 ・課題名 「スピントロニクス素子による非破壊検査イメージングの研究開発」 ・ヤグチ電子工業株式会社 ・課題名 「LPWA を利用した低消費型 IoT 環境測定局の研究開発」
電波有効利用促進型	1 件	・東北大学 ・課題名 「電極の微細化によらない弾性波デバイスの超高周波化～5G 以降の超高周波弾性波フィルタの実現に向けて」

なお、平成26年度から、SCOPE特別枠として、ICT分野において「破壊的イノベーション」の種になるような技術課題に挑戦する人(通称「へんな人」)を支援するため、

『独創的な人向け特別枠「異能vation」(いのうべーしょん)プログラム』が設けられている。

当初の試みであった[破壊的な挑戦部門]に加え、平成29年度からは、協力協賛企業グループとの連携により、未来がより良くなるような、ちょっとした独自のアイデアなどを募集する[異能ジェネレーションアワード部門]が開設された。

また、令和元年度は、「失敗を恐れずに奇想天外でアンビシャスな課題に挑戦する」異能 vation の魂が日本全国、世界各国にまで広がって行くことを目指し、異能 vation 本体の飛躍につながる『プレ異能 vation プログラム』※が試行的に行われ、東北では、宮城県と秋田県から各1機関が、プレ異能 vation スクール運営機関として選定された。

※『プレ異能 vation プログラム』

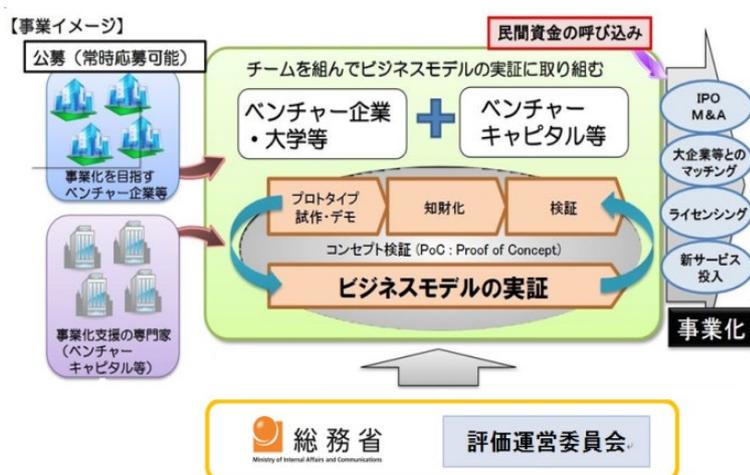
[破壊的な挑戦部門]などに挑戦する人材を、日本の隅々から発掘し、地域発の破壊的イノベーションの種を育成するプレ異能 vation スクールを運営する機関を募集するプログラム。

(2) ICTイノベーション創出チャレンジプログラムの推進

総務省では、情報通信審議会「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」最終答申(平成26年6月)を踏まえ、平成26年度から、多くのベンチャー企業等が直面している、いわゆる「死の谷」の克服に向けた支援制度である「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」を開始している。

このプログラムは、ICT分野におけるイノベーション創出に向け、民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的としている。

なお、令和元年度において東北管内の案件採択はなかった。



ICTイノベーション創出チャレンジプログラムのイメージ図

(3) 地域発ICTスタートアップ支援

総務省及びNICTでは、地域発ICTスタートアップ創出による我が国経済・社会の活性化を図るため、地域から世界へと大きく成長する ICT スタートアップの創出を目指している。

その一環として、ICTスタートアップとして起業を志す熱意ある学生がビジネスプランを競い合う「起業家甲子園」及び地域発の有望な ICT スタートアップがビジネスプランを紹介し、資金調達・販路拡大などのビジネスマッチングを促進する「起業家万博」を、総務省・NICT Entrepreneurs' Challenge 2 Days として、東京で開催している。

東北総合通信局では、この「起業家甲子園・起業家万博」の東北地区大会に位置づけられた「SPARK!TOHOKU」を地方公共団体等とともに開催している。

令和元年度は、東北総合通信局、青森県、仙台市、滝沢市、会津若松市、郡山市、八幡平市、東北大学、株式会社 MAKOTO、みやぎモバイルビジネス研究会が主催し、NICT、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、東北大学ベンチャーパートナーズの協力を得て、11月18日に仙台で「SPARK!TOHOKU 2019 Startup Pitch」を開催した。

当日は社会人部門6社、学生部門4チームがビジネスプランを発表したが、残念ながらNICT 賞(起業家甲子園・起業家万博の挑戦権)の獲得者はなかった。

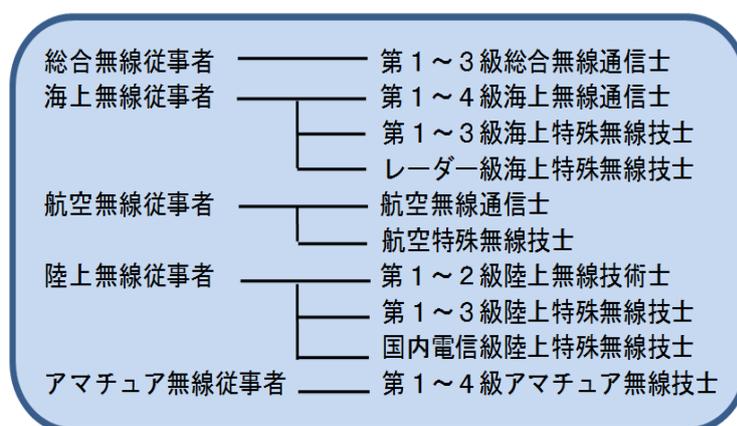
※スタートアップ(企業)

革新的なビジネスモデル構築などにより、急成長を目指す企業。ベンチャー企業とも似ているが、より革新性が高いという意味で区別されることもある。

7 各種資格者制度

国民生活のあらゆる分野で利用される電波の公平利用や、多様化する電気通信サービスの安定した提供を確保するため、各種資格者制度が設けられている。

(1) 無線従事者



無線従事者資格の区分

無線設備の操作をする者は、電波に対する一定の知識・技能を有していることが必要であり、電波法に基づき、無線従事者の資格を取得する必要がある。

東北管内の無線従事者免許発給数は、令和元年度末で545,787件となっている。(全国の発給数は6,768,565件)。資格の区分別割合は、総合1.8%、海上14.7%、航空1.2%、陸上30.8%、アマチュア51.5%となっている。

無線従事者の資格を取得するには①国家試験に合格②養成課程を修了③学校で無線通信に関する科目を修めて卒業④一定の資格・業務経歴を得る、などの方法がある。

東北管内には養成課程の認定を受けた学校(長期養成課程)が11校あるほか、無線通信に関する科目を修めて卒業すると資格を取得することができる学校が15校ある。

(2) 船舶局無線従事者証明

国際航海を行う船舶等、国際条約等で設置が義務付けられた船舶局の無線設備の操作には、無線従事者の資格の他に、電波法に基づき、船舶職員としての知識、無線通信に関する訓練の証明である船舶局無線従事者証明が必要である。

東北管内では、昭和58年度の制度導入から令和元年度末までに3,445件(全国:25,503件)の証明書を発給している。

(3) 電気通信主任技術者

電気通信主任技術者は、昭和60年4月1日施行の電気通信事業法により創設された資格であり、各電気通信事業者は、電気通信主任技術者を選任し、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督にあたらなければならない。

平成16年4月改正事業法により、伝送交換主任技術者及び線路主任技術者の2資格に区分され、令和元年度末の全国の電気通信主任技術者資格取得者数は79,676人となっている。

なお、東北管内の令和元年度の発給数は128件となっている。

電気通信主任技術者の資格を取得するには①国家試験受験、②認定校による一部科目免除、③業務経歴による一部科目免除、④養成課程認定者による養成課程の受講の方法がある。このうち東北管内では電気通信主任技術者の認定校を9校認定している(令和元年度末現在)。

(4) 工事担任者

工事担任者は、電気通信事業法に基づき、電気通信事業者の電気通信回線設備と電話機等の端末機器又は自営電気通信設備を接続する工事を行う者に求められる資格である。

IP化の進展に伴う電気通信回線設備及び端末設備の変化・発展を受け、工事担任者規則が平成17年8月1日から施行され、従来、アナログ、デジタルの工事の範囲により分類されていた資格が全面的に見直され、AI第1種～3種、DD第1種～3種及びAI・DD総合種の7種類となった。

令和元年度末の全国の工事担任者資格取得者数は833,656人である。

なお、東北管内の令和元年度の発給数は1,158件となっている。

工事担任者の資格を取得するには①国家試験受験、②認定校による一部科目免除、③業務経歴による一部科目免除、④養成課程認定者による養成課程の受講の方法がある。東北管内における工事担任者の一部科目免除できる認定校は、令和元年度末で22校認定しており、デジタル三種を養成する養成課程は、令和元年度において2校認定している。

工事担任者の資格の種類と工事の範囲

資格者証の種類	工事の範囲
AI・DD総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事
AI第一種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
AI第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(端末設備等に收容される電気通信回線の数50以下であって内線数が200以下のものに限る。)及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線数が毎秒64キロビット換算で50以下のものに限る。)
AI第三種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(端末設備に收容される電気通信回線数が1のものに限る。)及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線数が基本インタフェースで1のものに限る。)
DD第一種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
※ DD第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット)以下のものに限る。)。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
※ DD第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。)。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

※：平成25年2月1日からインターネットに接続するための回線の工事の範囲について、入出力速度が毎秒百メガビット以下から、毎秒1ギガビット以下に改正された。

8 信書便制度

信書の送達は、平成15年4月から「民間事業者による信書の送達に関する法律」(いわゆる「信書便法」)が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となった。

この信書便事業は、「一般信書便事業(全国全面参入型)」と「特定信書便事業(特定サービス型)」の2種類があり、いずれも総務大臣の許可が必要となっている。

令和元年度末現在、全国では549者、東北管内では22者が特定信書便事業の許可を

受けて参入しており、創意工夫を凝らした多様なサービスを提供している。

信書便制度の周知啓発を推進するため、令和元年度は、岩手県盛岡市、秋田県秋田市において制度説明会を開催した。



信書便説明会の模様(秋田市)

(1) 信書便事業の種類

「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類がある。

ア 一般信書便事業

一般信書便役務[※]を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業である。

※一般信書便役務

長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則3日以内に送達する役務

イ 特定信書便事業

創意工夫を凝らした多様なサービスを提供する「特定サービス型」の事業である。

①第1号役務

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務

②第2号役務

信書便が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務

③第3号役務

料金の額が800円を超える役務

(2) 信書便事業の申請手続

事業開始までの流れは次のとおりである。



(3) 信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と信書便法に定義されている。

ア 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。

イ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に関わり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。

ウ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

【具体例】 ※◇印は個々の相談において判断された事例

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<p>■書状 【類例】手紙、はがき</p> <p>■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答</p>	<p>■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター</p> <p>◇講習会配布資料 ◇作文 ◇研究論文 ◇卒業論文 ◇裁判記録 ◇図面 ◇設計図書</p>

<p>書、承諾書 ◇レセプト(診療報酬明細書等) ◇推薦書 ◇注文書 ◇年金に関する通知書・申告書 ◇確定申告書 ◇給与支払報告書</p> <p>■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書</p> <p>■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含まず</p> <p>■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し ◇健康保険証 ◇登記簿謄本 ◇車検証 ◇履歴書 ◇産業廃棄物管理表 ◇保険証券 ◇振込証明書 ◇輸出証明書 ◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書</p> <p>■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<p>■カタログ</p> <p>■小切手の類 【類例】商品券、図書券 ◇プリントアウトした電子チケット</p> <p>■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券</p> <p>■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード</p> <p>■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード</p> <p>■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p> <p>■その他 ◇説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の器機・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書) ◇求人票 ◇配送伝票 ◇名刺 ◇パスポート ◇振込用紙 ◇出勤簿 ◇ナンバープレート</p>
--	--

※参考

総務省郵政行政部ホームページ「信書のガイドライン」

https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html